

# 令和7年度 転落防止用荷台昇降設備導入促進助成金 交付要綱

令和7年4月1日制定

令和7年7月15日一部改訂

一般社団法人埼玉県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、荷役作業時における労働災害を防止し、より安全に作業を行うために会員事業者が当該昇降設備の導入(中古品、リビルト品を除く)を促進するために、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が導入費用の一部を助成することを定める。

## (対象装置)

第2条 助成の対象となる昇降設備等は次に掲げる装置とする。

- (1) 踏み台等の可変式
- (2) 貨物自動車に設置する昇降用のステップ式

2 リアドア、リアフレームグリップ、テールゲートリフターは本事業の助成対象外とする。

## (助成対象)

第3条 助成対象は会員事業者(以下「会員」という。)が、以下の条件を満たす機器を導入したものとする。

- (1) トラックの荷台への安全な昇降を補助する装置であること
- (2) 新品(未使用)の装置であること(中古品、リビルト品は対象外)
- (3) 埼玉県内営業所に導入、埼玉県内認可営業所配置の事業用トラック装着に限る

2 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者とする。

## (助成の交付額)

第4条 1 会計年度の助成総額は予算の範囲とする。

2 助成金額は、各導入費用(税込)を1/2にした上で合計し、その合計から1,000円未満切り捨てた金額とする。

※導入費用(税込)とは、装置の価格並びに取付け費用を合わせたものをいう。

ただし、送料、クーポンやポイントで支払った額については助成対象外とする。

3 1事業者あたりの助成総額は50,000円とする。

## (助成制度助成対象期間)

第5条 助成対象期間は令和7年4月1日から令和8年2月28日とし、第2条の装置導入費用の支払いが終了するものでなければならない。

但し、期間内であっても令和7年度の助成金額(予算額)を超えた場合は、その時点で終了する。

(助成金申請及び承認、並びに請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、次に定めるものとする。

第2条の装置導入の支払完了後に、「転落防止用荷台昇降設備導入促進助成金申請書兼実績報告書(請求書)」に必要な書類を添えて令和8年3月6日までに提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員から前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

(報 告)

第8条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して、会員に必要な報告を求めることができる。

(その他の必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(書類の追加提出)

第10条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は令和7年7月15日より実施する。

令和7年度 転落防止用荷台昇降設備導入促進  
助成事業交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

| 新                                                                                                                                                                                                                                                      | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(助成の交付額)</p> <p>第4条 1会計年度の助成総額は予算の範囲とする。</p> <p>2 助成金額は、各導入費用(税込)の1/2にした上で合計し、その合計から1,000円未満切り捨てた金額とする。</p> <p><u>※導入費用(税込)とは、装置の価格並びに取付け費用を合わせたものをいう。</u></p> <p><u>ただし、送料、クーポンやポイントで支払った額については助成対象外とする。</u></p> <p>3 1事業者あたりの助成総額は50,000円とする。</p> | <p>(助成の交付額)</p> <p>第4条 1会計年度の助成総額は予算の範囲とする。</p> <p><u>但し、令和7年度について、一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号または令和6年国土交通省告示第209号による)を運輸支局に届出している事業者を対象とする。</u></p> <p>2 助成金額は、各導入費用(税込)<del>を</del>1/2にした上で合計し、その合計から1,000円未満切り捨てた金額とする。</p> <p>3 1事業者あたりの助成総額は50,000円とする。</p> |